李朝初期における並作制成立の歴史的條件（上）

——主として奴婢制から佃戸制への移行問題と關連して——

金　鴻　植

目　次

一　問題の提起
二　奴婢制とその歴史的展開——『私役』關係としての並作制について——（以上本號）
三　佃戸制成立の諸特質——『半收』關係としての並作制について——
四　結び——「並作半收」制の歴史的意義——

一　問題の提起

李朝社會においても本質的には西歐や日本社會と同一の歴史的發展があった。にも拘らず、いわゆる『封建的』關係が成立しえなかったのは、國家權力の農民に對する傳統的支配樣式や農村社會における共同體的結合樣式の相違、とくに同族結集の強さが當時の地主・佃戸の關係という支配・隷屬關係を明確ならしめず、その階級的矛盾を公然と進行させなかっただけでなく、その對立關係を緩和し、かつ歪曲したからであったと從來考えられてきた。

そしてこのような關係を有する李朝社會における地主制とは、典型的な封建領主と一應異なった運動法則をもつものであり、とくに東洋的專制國家のもとで形成された中央集權的官僚制の成立を伴なうことによってよりはっきりした特徴を顯わすのであって、近世的な地主制とは段階的な規定が異るものであった。すなわち、當時の土地所有關係が支配・隷屬

の關係として現われるとすれば、まだ、公法的秩序の機能が私法的秩序の機能から分化していない李朝社會のもとで、地主制は公法的意味での國家權力と密接に結びついてその收租體系に依存しながら、佃戸經營から地代を收取していた。

その半面、地主經營は佃戸經營の發展と同一の經濟的基盤に立ち、國家權力の規制を排除しつつ土地に對する私的權利を確立していくものであった。では、このような特質をもつ地主制をうみ出した佃戸經營の性格とその再生產關係、すなわち地主と佃戸との直接的な對立關係は、果していかなる性格のものであったのか。この問題はいうまでもなく、李朝社會の構造分析における基礎的課題であるから、その根本的な究明は、現在進められている諸研究に待たなければならない。

しかし、現在までに積みあげられてきている若干の實證研究の成果から當時の地主・佃戸關係の歷史的性質について何らかの示唆を得ることは、必らずしも不可能でないように思われる。李朝時代における土地所有形態の研究としては、和田一郎の『朝鮮土地地稅制度調査報告書』(朝鮮總督府編)をはじめ、千寬宇の『韓國土地制度史』(下)、(民族文化史大系第二)、『朝鮮田制考』(朝鮮總督府中樞院編)、朴時亨の『朝鮮土地制度史』(中)、周藤吉之の『高麗朝から李朝に至る田制改革』(東亜學第三輯)、旗田巍の『李朝初期の公田』(朝鮮史研究論文集第三)、深谷敏鐵の『鮮初の土地制度一斑』(史學雜誌第五〇編第五、六號)・『科田法から職田法へ』(同上第五一編第九、一〇號)など、かなり多くの論文及び編著書がみられる。

けれども、本稿の主題とする李朝初期における土地所有關係の內部構造、特に直接的生產者の歷史的または階級的性質については參考とするに足る資料が以上の諸研究には少ない。この觀點からいえば、周藤吉之の『麗末鮮初に於ける農莊に就て』(靑丘學叢第一七卷)、また『高麗末期より朝鮮初期に至る奴婢の研究』(歷史學研究第九卷第一～四號)金錫亨の『朝鮮封建時代農民の階級構成』(一九五七年)深谷敏鐵の『朝鮮の土地慣行《並作半收》試論』(社會經濟史學第一一卷第九號)、有井智德の『李朝初期の私的土地所有關係』(朝鮮史研究會論文集第三)などの諸論文があり、また本稿の對象とする年代とはずれた、より後の時代(一七～八世紀)に關するものであるが、有益な示唆を與えてくれるものとしては、金容燮の『量案

の研究』・『續・量案の研究』（『朝鮮後期農業史研究』所收）その他、また許宗浩の『朝鮮封建末期小作制研究』（一九六五年）などが取り上げられる。

高麗末から李朝初期にかけて、貴族や品官鄕吏らの大土地所有、特に「農莊」において《並作半收》と呼ばれる小作制が廣汎に展開され、その關係のもとに處干・佃客・佃戶・莊客・伴倘・雇工・並作人などといわれる農民階層が大量に存在していたことは周知の事實である。

しかし、從來、李朝農村社會における並作制の存在は一應認められていても、それは單なる一つの小作慣行としてしか認識されず、そこに現われる佃戶＝並作人などの歷史的範疇としての具體的な特徵づけが缺けているのが、既成の諸研究の主な傾向であった。

そのため、本稿では與えられた資料によって李朝初期における地主＝佃戶の關係としての並作制が果して封建的なものであるかどうか、もし封建的であるならば、それはいかなる形態において封建的であるのか、また、その發展過程の歷史的傾向はいかなるものであるかについて考えることが必要である。

そこで第一に考えるべき問題はいうまでもなく、佃戶についてであろう。佃戶については、高麗史世家忠烈王二四年七月乙酉條に、

處干耕人之田、歸租其主、庸調於官、卽佃戶也、時權貴多聚民、謂之處干、以逋三稅、其弊尤甚。（傍點筆者）

とある規定がみられる。この規定は、まず、(1)當時の佃戶が「歸租其主」という單なる小作人でなく、「庸調於官」とあるように國家に對して原則的に貢賦・徭役の義務を負擔しなければならないもので、身分的には自由民又は公民（＝良民）であったこと。(2)そして實際には佃戶が「處干」とも呼ばれ、當時の良民層と賤民層との中間地帶にある、いわゆる『身良役賤』や『干尺之徒』[1]と同樣に取扱われ、賤民（＝奴婢）と大差ない社會的身分に置かれていたことを示している。すなわち、當時の佃戶が法制的＝身分的に良民・自由民であることはそのまま佃戶の現實の階級的性格を規定するものでな

く、また、地主＝佃戸の關係という生産關係（＝並作制）は當時の法制的＝身分的階層の區別によって規定されるような性質のものでもなかった。

李朝國家の統治樣式を身分制度のうえからみると、大雜把にいって自作農民を中心とする中間階層を一般の『良民』とし、その分解によって析出した支配階級を士大夫『兩班』、被支配階級を『賤民』として區別している。しかし、少し詳しく觀れば、各身分の內容も一樣でないため、この事實に對應して第二次的な諸制度が設けられた。良民戶についていえば、その中にすでに事實上支配階級化している地主や富農が存在し、李朝初めには彼らを一般の良民と違う閑良・品官・戶長としてとらえていた。例えば、科擧による國政參加は形式上全良民に開放されていたが、事實上この層によって官吏への進出は獨占されていた。

次に標準的自作農である良民戶は、戶首又は正戶として國家による役戶編成の基幹部分をなしたが、地主・富農に對應して析出した佃戶・雇工などは賤民（＝奴婢）と並んで事實上の被支配階級またはそれに近いものとして存在していた。以上の區分は、當時の李朝權力の統治組織の形式である役制編成の上で大きく二つの部分に分けられる。すなわち、

(A)兩班・閑良からなる支配階級と奴婢・佃戶などからなる被支配階級との間での「私役」關係、

(B)標準的自作農を中心とする良民層に對して國家が強制する、いわゆる「國役」（＝公役）關係

がそれである。この場合、兩者は(A)が歷史的發展を示し、(B)が古代以來の「東洋的專制」の延長であると言った切り離された存在ではない。

むしろ、(B)は(A)の表現する生産關係を同時に一身に體現するという意味で兩者は共通の再生産論理をもち、從って、災害・生産力の不均等な變化などによって(B)が分解して(A)を析出し、(A)を構成する兩階級の上昇又は下降が(B)へ還元するという「分解・還元」の循環關係によって規定し合い共存しているものであった。[8] このように考えると、佃戶＝並作人などいろいろの名稱をもって呼ばれた農民は當然多樣な形態を含むものとみなければならないから、それを「農奴」と一律に

特質づけることは非常に困難である。しかし一應、既存の資料が示す範圍でいえば、少くとも初期の佃戸は別個に自己の經營地を所有し、それを耕作したのちの剩餘勞働をもって地主の所有地を小作したのではなく、主として『無田之民』といわれる貧農が佃戸となり、地主に「投托」して直接に隷屬する並作人であった。このような地主＝佃戸關係をより具體的に見るならば、次のような類型と特徴があることがわかる。

すなわち、第一は、佃戸の中でも雇工・婢夫などのような層であって、身分上は一應良民でありながら主人の家に入籍され（三節參照）、法律的にも「世傳奴婢」のような社會的地位に陷っている奴婢的なものであり、第二は、各種の役から逃避するため、又は、品官鄕吏らの横暴により「壓良爲賤」された場合などに、自己の土地から離脱した、いわゆる「無依無告之小民」が、當時廣汎な土地兼併を行なっていた大土地所有者、特にこれらの農莊に投托して容隱されていた層である。この階層は、たとえ彼ら自身に與えられた一片の土地における獨立の小經營主體であっても、牛・農具・種子・肥料さらに灌漑施設すら所有している地主に依存して、彼の監督・管理の下ですべての生產手段は勿論、糧穀さえも支給される。李朝時代にはそれに對する元利を收穫の半ばと共に回收されるのであるから、その社會的地位は「債務奴隷」に近いもので、その中には「屯田之民」の場合のように住宅さえ貸してもらっている佃戸もいた。そして第三は、土地を除いて牛・農具・種子などの生產手段の一部を所有し又は自給しうる佃戸であって、地主に對して同一の「半收」と言っても、その負擔する地代率に前者と比べて一定の相違が認められる。

このように佃戸が形式的には、獨立の小經營の主體であるにも拘らず、その獨立性の內容をみれば、右記の如く、地主への奴婢的隷屬者さえ含んでおり、從って地主と佃戸とを結ぶ並作制に少なくとも李朝初期においては一定の「小作權」と呼ばれうるものが實在したとはいえない。すなわち、初期の並作制は形式的には一つの小作關係であり、たとえ口頭であっても契約によって行なわれるべきものであったが、現實的には當時の地主はむしろ「奴主」ともいうべき立場で、從來の奴婢に對する傳統的支配觀念をもって、佃戸が良民であっても依然としてその「私役」（奴主⇄私奴婢）關係をそのま

ま適用していたのである。實際、初期における並作制のもとでは、並作料五割（＝半收）という地代のほかにも地主に對しては重い賦役勞働を負うものであった。だが、この賦役も原則的には國役の場合と同樣、佃戶の家族にまで及ぶものでなかったと思われる。

また、佃戶の地主に對する隷屬關係は奴婢的なものから隷屬農民的なものに至る多樣な形態を示しているが、佃戶が假にも獨立の小經營者である限り、多數の佃戶經營の中には種々の經營條件の差異がありうるし、とくに家族勞働力の質的・量的變動によってその內部には次第に階層分解が生じてくる。そして土地を集積してその耕作規模を擴張した佃戶經營の一部は上昇して標準的自作農となり、なお自分の家族勞働力の耕作能力を超える部分は零細化しつつある他の佃戶に貸與し小作させて自ら地主化していくことになる。その反面、この上昇する佃戶に對應して析出した多くの零細佃戶は、前述の特徵から考えて、たとえ身分的には良民に止まることがあっても地主に對する現實の隷屬的性質は一層奴婢的形態に近いものとなる。

例えば、「廣植田園、占良人、使之如奴隷」（李朝世宗實錄二七年四月甲寅の條、以下、世宗實錄二七年四月甲寅と略す。）、「凡鄕吏置農莊于村落……誘引無賴之徒、使之如奴婢者」（端宗實錄元年十二月丁未）、「又驅貢戶……不付公籍、私置農莊、而役使之如奴隷」（太宗實錄一一八卷趙浚傳）と記されているように、現實の佃戶が當時の奴婢と同樣に取り扱われている傾向にあったことはむしろ當然であった。

また、佃戶のこの奴婢的性格は世襲的に傳承せられることもあって、「本道土豪多占良民、稱爲管下世傳如奴」（成宗實錄一八年二月）、「永安道人、以雇工相傳奴婢」（同上一七年九月乙巳）とあるによれば、奴婢と佃戶とは切離すことができないばかりでなく、相互に轉化し合う關係にあったといわねばならない。

要するに、並作制の成立及び佃戶の歷史的特質を明らかにすることは、なによりもまず當時の奴婢制の性格、および、その歷史的展開過程などを嚴密に檢討しなければならない。

また、それと同時に、奴婢と佃戸との相互轉化し合う關係、とくにその中にある歴史的發展の方向を見定めておかねばならない。從って、本稿においては主としてこの問題を取り上げて論じたいと思う。

二　奴婢制とその歴史的展開―『私役』關係としての並作制について―

(一)

十五～六世紀の李朝社會における佃戸が奴婢的形態をとったとすれば、他方においてこの時代には、奴婢の佃戸的形態を見出すこともできる。李朝における奴婢とは社會的に最下層の身分で、法典の規定するところによれば、一般的に主人の家で役使される家内奴隷として認識されていた。しかし李朝初期にすでにその家内奴隷的形態とは區別されるべき新しい形態の奴婢層が發生しつつあった。

前者の家内奴隷的なものは當時、『率居奴婢』と呼ばれ、「上典」(＝奴主)の同居家族の一員と同様に、「率居子女某々年甲、奴婢・雇工某々年甲」(『經國大典』禮典)と主人の戸籍に登録されるものであった。この率居奴婢と主人との關係は、「我國奴主之分、與君臣之義、比而同之」(『星湖僿說』三、人事篇)とある如く、君臣又は父子關係と同様のものであり、また、「夫奴婢代主之勞、使之如手足」(太宗實錄元年五月丙辰)のようなものであると考えられた爲、常にこの奴婢は「主之於奴、寒餓不免、苦役偏重、怒有刑而喜無賞、少有行違、責之以不忠」(同上)のような全く無權利の人身的隷屬關係のもとに置かれていた。[8]

しかし後者の場合は、一般に『外居奴婢』と稱され、主として主人の所有地を耕作するところの獨立の小經營をもち、主人の家と離れて自分の家を構えて家族を形成し、主人から糧穀の貸與をうけ、秋收とともにその元利を返濟する奴婢であった。例えば、太宗實錄五年(一四〇五年)十一月癸丑の記事に、

令所在官、籍其奴婢口數、各其寺十里外、農作居生、其炊饌供給、只用役使奴子……每年相遞、輪番立役、其餘奴婢、身貢及土田所

出、併皆收齊。（傍點筆者）

とあるように、「農作居生」―即ち、外居する奴婢は主人から特有財産として一片の土地を給與されて獨立の小經營者となり、主人に對しては―それが寺刹か國家か兩班地主であるかを問わず―その土地の『所出』を納める外に、また、原則的には身貢を支拂ったり、そうでない場合は「役使奴子」として主人の家に呼ばれ立役する、つまり『身役』を提供していた。右の例文をみても、外居奴婢が主人に支拂うものは、公私田における『租』の形態でなく、『身貢及土田所出』を支拂うところの小作形態をとるのであった。

當時の奴婢は、良民と違って「戶」でなく、「口」（＝丁）數を以て身貢又は身役の賦課單位とされ、「州縣殘盛、係鄕吏官奴多寡」（世祖實錄六年正月）「士家之盛衰、實由土田蒼赤之有無」（文宗實錄元年五月丙辰）とある如く、奴婢所有者（官又は兩班）の物的な所有對象として捉えられていた。從って、一口の「奴」と一口の「婢」が交婚して一世帶を形成しても主人の家で直接に役使される場合は兩方とも「身役」を、外居して獨立戶を持っても兩方は別々に自分の「身貢」を主人に納めなければならなかった。

しかし、外居奴婢の場合は、「居遠處、異於上典之使喚奴婢、奴婢之役、不過是一年一度一匹貢選」④とあって、率居奴婢のように主人によって給養されるのでなく、自分の住居地で家族勞働力を利用して獨立の生產活動を行ない、その生產物の一部を生活手段として直接に取得するのであった。即ち、主人に對する外居奴婢の「身貢」とは、本質的にその奴婢の直接的な生產活動の結果であり、それを前提としなければあり得ない性格のものである。

まず、公奴婢の場合、『選上奴婢』（直接立役者）でない外居している『納貢奴婢』については、

①壯奴米平三石、無妻者二石、壯婢二石、無夫者一石、奴婢相婚者正五升布各一匹、十五才以下六十才以上免徵（太宗六實錄七年正月丁卯）※注・平一石は十五斗

②戶曹啓、寺社奴婢、皆屬典農寺、有田者收米貢、無田者收布貢、而各司奴子貢、米有定式、請依典農寺奴子例、所耕田三結以上、

收米貢、從之。（世宗實錄三年二月丁酉）（傍點筆者）

という規定がみられる。右の例文によれば、大體、三結以上の土地を耕す外居奴婢のみが公私田の「租」と同じ額程度の三十斗前後の米貢を納め、二結以下の者は正布一匹（＝米二斗）を上納するようになっている。この布貢は、外居奴婢戸の家族が平均三〜四人とすれば、一戸より六〜八斗程度の米を出すような額であった。しかし世祖代以降、綿布需要の急増に因って布貢も正布から綿布に變り、『經國大典』には、

奴綿布一匹楮貨二十張（＝米二斗）、婢綿布一匹楮貨一十張、（戶典・徭賦條）

と定められ、奴婢戸の一戸當り約一八〜二四斗の額となった。

他方、私奴婢の場合についての記錄は少ないが、『續大典』刑典私賤條の中に「隱漏奴婢推尋」に關する條項があり、その細注に「一年貢奴綿布二匹、婢綿布一匹半」という身貢についての規定がみえる。この規定に從って、私奴婢戸の家族も同じく三〜四人とすれば、約五〜六匹の綿布（一匹＝米四斗）の身貢を主人に支拂う勘定となり、公奴婢の身貢額と基本的には大差ないものであることがわかる。

（二）

いずれにせよ、公私賤をとわず、かかる外居奴婢が率居奴婢と異なる主な特質は、まず一戸の家を構え、家族勞働力を以て、たとえ自由でない隷屬的小經營を行なうことであってもその生產の內部においては獨立して勞働し、それに基礎づけられて土地などの生產手段を占有し、地主に對して地代又は身貢を支拂い、その殘りの生產物を必要生產物＝生活手段として私有している點であった。

李朝初期の實錄や法典にはすでに、

①奴婢耕本主田地者、身故後並令還主、若自己田地、則有子息者給子息、無子息者給本主。（世祖實錄四年正月乙丑）

②公賤無子女身死者、奴婢田宅、屬於本司本邑、私賤則兼其財產許本主之處。（『經國大典』刑典、公賤條）

とあるような規定がなされ、奴婢が田宅を占有し又それを相續できる程、一定の財産權をもっていることを前提としていた。なお、現實に田地のみでなく、奴婢も保有している例がみえるのは、いうまでもなく極めて制限されたものであるとはいえ、外居奴婢のように獨立の小經營を行なう奴婢の形態から必然的に發生するものであることを明らかにしていると考えられる。[6]

また、官をはじめ私的地主ですら、この外居奴婢を一應佃戸的なものとして認識していることは非常に興味深い事實である。特に、このような考え方は、初期において盛んに行なわれた李朝國家の「屯田」政策或いは「邊方徙民策」のなかに鮮明に打ち出されている。

例えば、太宗實錄九年正月辛酉の條に、

議政府請、各司外方奴婢及革去寺社奴婢、皆給屯田之種、啓曰、除六十以上十五以下外、壯奴給種租十斗、壯婢八斗、至秋成每一斗收十斗從之、時以給種、號爲屯田、實非有公田也。

と記されているように、官が外方の公奴婢に種穀十斗〜八斗を給してその收穫期には給種の十倍に當る「租」（＝事實上の地代）を納めることを命じていることがわかる。本來、屯田は、「屯田之法、本以屯軍邊塞者、且耕且戰、以補軍食」（太宗實錄一四年六月庚戌）とあるように軍卒・人吏からなる受田者が自ら耕作してその生産物を以て邊境を守備する費用とする、いわゆる「自耕無稅田」であった。しかしこの時代になると、屯田はもはや一般の公田のように一結當り最高三十斗という公租を支拂う土地でなく、「今者計口給種、以收其出、謂之屯田、實非本意」（同）といわれる通り、外居奴婢を利用した官による小作經營の形態をとっているのであった。しかも、この場合、種穀の十倍である「租」とは公私田での什一制でなく、給種による收穫（「種一斗而一苦（＝二〇斗）出也」）[8]の半ばにも達する高率の額であって、當時の私的地主らの私有地において盛んに行なわれている『並作半收』の例をそのまま適用しているようなものであった。當時の並作制は、主に公田において品官鄕吏らが土地を廣占して避役良民を佃戸として用いてその生産物の半分を收取する小作形態

であった。この場合、右の外居奴婢の實態と佃戸とは、「隷屬的」な小經營者の性格からみていかなる區別も認めがたいところである。

また、世宗・世祖年間に推進した「邊方徙民策」[7]に伴なって行なわれた外方の屯田經營においても、三南地方（慶尙・全羅・忠淸）から良民は勿論、多くの奴婢が抄定された。當時の募民條件をみると、

(1)自募入居者、良民則賞以本據土官職、鄕驛吏則永免其役、賤口則永放爲良。（世宗實錄一五年一二月庚子）

(2)募徙人計丁數爲三等、擇沃饒可耕之地、……農牛農器官備助之、復戶十年、其新墾田、免稅七年、穀種口糧、以義倉給之。（世祖實錄五年一二月丙寅）

とあった。この條件によると、官が徙民には土地ばかりでなく、牛・農具・種子・食糧まで供給しており、場合によっては、「入居人家舍、每年修葺、又計其田數、記之於籍」（世宗實錄二三年六月庚辰）とあって家屋も提供されていた。その上、奴婢の場合は、「永放爲良」とされてから屯田民となったので、この點では奴婢の徙民は一般の佃戶と身分的區別すらなくなるわけであった。たとえ官による屯田經營が大きな面積を占めるものでなく、勿論特殊な境遇においてのみ行なわれたものであるとしても、從來、官奴・軍卒らによる自耕地である屯田を、奴婢を良人身分とした上に、一般の良民と一緒に佃戶として小作させる經營樣式への構造變化は、當時の土地所有制度全般に對する指標的な意義をもつことに違いない。

一方、私的地主の所有地、とくに「農莊」にも、「隱占百姓及官奴婢、使喚者多」（端宗實錄元年一二月丁未）とか「宋益孫家累鉅萬、招納良民無慮千百、私賤則其主有追還之者、良民則本無產業、甘於仰食、樂爲婢僕、而終身役事」（成宗實錄五年三月癸卯）とあるように、大量の逃亡奴婢が避良役民と同樣、不法に集積されていた。この場合、地主はこの奴婢らを自分の土地を耕作させるに當って、避役良民と區別してより重い賦役や地代を強制したとは考えられない。[8]なお、多くの場合、「隱占」される良民は避役するために、身分的には一應、地主の「婢僕」になることを媒介とした佃戶であっ

たから、前述した國家の屯田經營の場合とは逆に、逃亡奴婢と奴婢身分であるという意味で同一の立場になるわけであった。

他方、奴婢所有者にとっても、自家で直接に役使することによって身貢をもらえぬ、多數の奴婢を給養することよりも、外居させ自己の所有地を耕作させて彼らから地代及び身貢を受取する方がはるかに有利な筈であった。當時の奴婢の身價（＝賣買價格）は、『經國大典』によれば、壯奴婢（十六才以上五十才以下）一口が上等馬一頭と同樣、楮貨四千張（＝米四百斗）であった。この價格は、これらの奴婢一口の單獨勞働力で自耕できる、一結程度の田地を貸與してその生產物の半分を徵收したとしても、當時の一結當りの生產高からみて、一～二年の內に地代として回收できる程の額であった。[9]

このことは、奴婢にとっても同樣である。公私賤をとわず、奴婢が直接に使役される「選上」（公賤）又は「率居」（私賤）という主人による給養の狀態からできるだけ早く拔け出して獨立の經營をもち、米又は布の納貢のみで「身役」を果し、自分や家族のための生活手段を自ら確保しようとする傾向は、むしろ當然の趨勢であろう。

實際、公奴婢の場合は初期においてすでに「今各司奴子、本居外方者、十常八九……居鄉與妻子力農」（世宗實錄九年六月辛未）とあるように、大部分が外居奴婢として存在していた。そしてたとえ「選上奴婢」として抄定されても、「雇人代役、六朔之價綿布十五匹、無知奴子、不顧後日破產之患、徒以目前息肩之計、至典賣牛馬田產」（同一八年九月己卯）とある如く、直接の立役から免れるために田地・牛馬などを賣って役價の數倍にもなる費用で代役者を雇うなど、あらゆる手段を用いて、ついには破產の狀態にまで追い込まれる例すら稀でなかったようだ。

このようにして「失業破產」（同）した公奴婢[10]、及び、「夫私家之奴隸、其使也苦、其貢也重」（成宗實錄二年六月乙酉）から逃亡した私奴婢は、成宗十五（一四八四）年には、「今者公私賤口、逃漏隱占百萬」（同一五年九月壬寅）といわれる程、尨大な數に達していた。勿論、これらの一部は推刷され、本主のもとに歸されるが、大部分は再び「趨勢家爲奴婢者」（睿宗實錄元年一二月丙申）となるしか生活手段を獲得する方法がなかった。しかし、この場合、以前の狀態より一應、

有利な佃戸の立場を求めて勢家に投托するのが一般的傾向であった。つまり、初期の實錄には、一方で公・私奴婢の逃亡・漏失についての記事が大量にみられる反面、他方ではまた「下三道土沃物阜、朝士之農莊蒼赤（蒼頭男奴赤脚女婢）過半」（世宗實錄三二年四月癸丑）、「……由是畿縣之民、能種田食粟者、皆勢家之奴隷・伴倘」（成宗實錄五年閏六月辛丑）、「今者齊民之中、私賤十居八九、良民僅一二、而安富者總是私賤」（同九年四月己亥）とあるように、農莊を中心とする私的地主の所有地で有利に展開している外居奴婢の佃戸的形態についての記事も頻繁にみえるのは、まさにこのような外居奴婢の諸事情とその經過を如實に示しているに違いない。

さらに十六世紀の中葉頃になると、このようにして獨立した外居奴婢のなかには本主の田地を耕作するだけでなく、次第に他の地主の田地を小作したり、陳荒地を開墾したりして本主との關係は主に身貢の上納のみによってしか繫がれない外居奴婢もかなり多く現われ、その中には本主よりもはるかに富裕となった例すらみられる。[11]

このような現象は、本主の零落、遠地に居住したり何代かを經る間に奴主關係が斷絶されることや、とくに奴婢の逃避などの諸原因によるものと考えられるが、しかし基本的にはこれらの原因による外居奴婢の出現というのは、「並作制」に基づく、數多くの奴婢所有者による地主的經營がすでに盛行していた事實を前提としてこそ可能となるものであった。

つまり、奴婢が單に所有對象としてのみに止まらず、隷屬的にしろ事實的にしろ生活手段の所有者となったのは、逃亡や推刷などによってその所有を失うことがあっても、なお並作制のもとで生産手段（主に土地）との「本源的結合關係」が再び維持されている點にその基盤をもつからであった。

(三)

以上の事實からみても、このような外居奴婢の形態と段階は、李朝農耕社會のもとではむしろ奴婢制の最も一般的存在樣式であって、[12]家族を形成せず、保有地その他の財産をもたないところの率居奴婢と並んで、また、その率居奴婢から不

斷に再生産されてくるところの奴婢形態であった。[19]

すなわち、奴婢の佃戸的形態又は小作人的奴婢は、それが主人と同じ家屋に住むか否かは別として李朝初期において主人の奢侈的或いは家内勞働に使用される以外の奴婢、つまり直接的生産者としての奴婢層の基礎的形態であった。外居奴婢と佃戸とは、法制的・身分的には一應「賤」と「良」とに區別されるが、奴主や地主に對して隷屬的であるにしろ、兩者とも生産の内部で獨立に勞働しており、生産手段を自分の意志の支配下におき、自分の目的に從ってそれを用益している、小經營者的特質においては共通している。このような共通性に基礎づけられて佃戸と外居奴婢との間での相互に轉化し合う關係が成り立つのであった。すなわち、李朝初期における大量の無田之民が勢力家に投托して、奴婢への身分的轉化を媒介として佃戸的なものとなる一方、同じ時代の奴婢制のなかから前述したような佃戸的奴婢が廣汎に發生・展開していた事實は、このような兩者の小經營者的共通性と、それに基づいて兩者は現實に互に轉化し合っていたという論理をもたなくては解明できないことであろう。

しかも初期における佃戸の現實的形態には、實際、「身良役賤」・「千尺之徒」と呼ばれる階層が大量に含まれており、そのなかには奴婢と身分的區別すら明らかにできない部分が多く存在していた。このことについては、周藤吉之氏の『鮮初に於ける奴婢の辨正と推刷とについて』（「靑丘學叢」第二二卷）などに詳しく論じられている。

ここでは、當時の奴婢と佃戸とが身分的にいかに絡み合って、その現實的形態はどの程度まで互に接近し合っているのかを、主として李朝初期における「奴婢辨正事業」の展開を通して考察してみたい。

もとより、李朝國家の奴婢政策は、(1)「本國奴婢之法、所以嚴上下之分、綱常由是而益固」（世宗實錄二六年閏七月辛丑）といわれ、士大夫支配階級のための身分的秩序を確立するために、(2)「良之爲賤之害、甚於賤之爲良、良變爲賤、則兵額日減矣」（成宗實錄三年四月丙戌）とある如く、軍額確保のための良民の增員という國家財政上の必要性から、つねに重要視されていた。國初にはまず、高麗朝の王室・宗親巨室及び權門勢家が所有していた奴婢を大擧籍沒し（太宗實錄元年八月己

巳)、特に、「革去寺社奴婢八萬餘口、專屬典農寺」(同一五年八月癸巳)とさせ、太宗十七年には十一萬六千六百餘口(同一七年六月辛亥)に至る公奴婢を確保した。その後にも漏落・逃亡奴婢の推刷を通じて、成宗十五年には京外(=外居)奴婢だけで三十五萬二千五百餘口(成宗實錄一五年八月丁巳)に及ぶ大量の公奴婢を保有するようになった。

他方、太宗年間には私奴婢の辨正及びその歸屬問題についても非常な關心をみせていた。私奴婢の歸屬に對する國家の干與は、一部の官僚から「奴婢各其子孫相訟之事、非國政所關」(太宗實錄五年七月庚子)「奴婢之訟、無毫髮之利於國家」(同一七年六月辛亥)と反駁されていたように、國家財政と直接には關連する問題でなかった。しかし、役と身分が密接に結びついている李朝社會においては、まず良賤身分の混淆をできるだけ避け、その身分的歸屬を明確にさせる必要があったし、なお、このことは役制編成上、とくに軍額確保のための良民增員策と本質的につながるものであった。

當時、李朝權力によって實行された奴婢の辨正及びその歸屬に關する諸規定や經過にはいくつかの類型と特徵があった。まず、この辨正及び歸屬事業の對象者としては、(1)「良賤相婚者」、(2)「良賤籍不明者」、(3)「賤役從事者」、と三つの型に分けてみることができる。從って、初期の奴婢政策とは、主として(1)による出生子女の歸屬についての「從父法」の採用問題と、(2)(3)を屬公して良民とする制度的措置とをめぐって展開していたといえる。

國初より「良賤相婚者」については、「前朝奴婢之法、良賤相婚、深賤爲先、賤者隨母、故賤口日增、良民日減」(太宗實錄元年正月戊辰)という觀點に立って、まず、高麗朝までに盛行した「賤者隨母法」を撤廢し、同時に同族外の奴婢相傳、權勢家への投贈、とくに寺社への施納を嚴禁する一方、重父觀・本宗及び同宗優先などの儒教的理念に沿う意圖で「賤者從父法」を採用した。

次に、「良賤籍不明者」などについては、「天生之民本無賤口」(同)という考えから彼らの血統によるよりも彼らが從事している「役」の內容を以て良賤の身分を辯正しようと務めた。太祖六年にはまず「凡所訴良、雖無良籍、而賤籍不明、且未曾役使者、從良決折」(太祖實錄六年七月甲戌)と定め、役使の有無によって良賤の區別をつけようとした。さらに翌

年には役使の有無をとわず、皆屬公して官司の使令とし、つづいて太宗五年には「司宰監水軍」を設け、それに配屬して本主より奪うこととした。そして同十七年九月には、次に述べるように公私賤の訴良者は良賤を論ずることなく、悉く「補充軍」[14]（司宰監水軍はこれに編入される）に充てて立役せしめることにした。

それでは、これらの諸經過を世宗實錄二年九月丙寅に記載されている「補充軍」制度に關する記事を引用して檢討してみることにする。

(1)命議補充軍還賤條疑、左議政朴訔獻議曰、竊謂國家以民之賤者多而良者少、置補充軍、以應從良之路、其類其五。

(2)曰身良水軍者、蓋於良賤分辨之際、良賤籍俱不明者、於良於賤、難以一定、故屬之水軍、其法至公、今以逃避之故、定爲賤口、臣未知其可也。

(3)曰稱干稱尺者、其役雖賤、異於奴婢、故其女子嫁公私奴、所生並從奴役、且干尺之人訴良者、百無一二、而國家特設法、以充軍耳、今北邊遠地民、不勝京役、或有逃避者、遽定爲奴婢、臣未知其可也。

(4)曰婢妾產、祖父自己婢妾所生、同氣至親也、而子孫分執役事、其爲不仁、故令從父爲良、所以重人倫也、今以逃避之罪、遽令從賤仍給其同氣族親之人、臣未知其可也。

(5)曰勿問是非者、以限內訴良未決者、本是天民也、更不分辨、並屬補充軍、所以抑賤多之弊也、今以逃罪、不辨良賤、遽以從賤、臣未知其可也。

(6)曰贖身者、凡兩班子孫之賤者、能自贖身、則亦許從父爲良、所以救良少之弊也、況其公私本主、既收其贖價、則安有還執之理、今許陳告還賤、臣未知其可也。

(7)蓋此補充軍、既爲良人、雖其男丁之當立軍者、罪非大逆、則固無從賤之理、況婦女不當立軍者、若以逃隱之罪從賤、則一人之子孫、有一良一賤者、而五類從良之法、終必紊矣。

すなわち、(1)と(7)が補充軍の性格について、ほかの條項はそれに配屬されている五つの類型について各々述べられている。この例文をみても、李朝國家が『補充軍』の設置を通じて、「抑賤多之弊而救良少之弊」を圖る「從良之路」を根強く推進していることや「令從父爲良、所以重人倫也」という重父觀の實現にいかに打ち込んでいたかがわかる。にも拘ら

ず、當時、補充軍に配屬され、法律的にはもはや、良人身分となったはずの五つの部類は、現實的には常に、立役からの逃亡、又は、他人の陳告などによって輕々と「還賤」させられてしまう、今なお、身分的に非常に不安定な狀態に置かれていたことが示されている。

五つの部類を前述した三つの型を以て分類してみると、(4)「婢妾產」と(6)「贖身者」は、良賤相婚によるもので、又、(2)「身良水軍者」と(5)「勿問是非者」は、良賤籍不明によるものであり、そして(3)「稱干稱尺者」は、賤役從事によるものであることがわかる。では、この順に沿って、その經過內容をみることにしよう。

(A) まず、良賤相婚による歸屬問題は、賤人と良女、良人と賤妾との二つの事例に分けられる。前者については、太宗元年に、「本朝奴婢所生、從母從父之法尚矣、兇暴賤口、多娶良女、所生盡爲私賤、以此賤口日增、良民日減、供國役者大減」（太宗實錄元年七月甲寅）と上疏されており、ついに同九月には『禁公私賤人娶良女』という傳旨を發して奴の娶良女を禁じ、その出生子女は「身良役賤」人として司宰監水軍に配屬させることにした（同五年九月甲寅）。端宗二年になると、そのなかでも私奴と良女との出生子女は、その奴主に歸屬させ「從父制」を一層明確にすることになるが、事實上は私奴の所有者である士大夫階級の利益を再び受け入れることになる。そして世祖七年の經國大典公賤條には、①「凡賤人所係、從母役」（唯賤人娶良女、所生從父役）②「公私賤娶自己婢、所生給己之官主、娶妻婢所、所生給妻之官主、若娶良妻而又娶其良妻之婢、所生給己之官主」と規定された。

後者については、卽ち、良人（兩班も含む）と賤妾との出生子女の歸屬は、高麗末まで「立賤者隨母之法」によったが、太祖元年に「自己婢妾所生、永放爲良」（六年七月甲戌）とする賤者從父法が定められ、それに從うことになった。なお、太宗五年には「永放爲良、充司宰監水軍」（太宗實錄五年九月戊戌）となり、ついには補充軍のなかに「婢妾產」（良人）及び「贖身者」（兩班）として編入された。しかし世宗朝にすでに、この賤者從父法に對しては、「公賤盡爲良人、而未有子遺矣、公賤不可無也、若皆免賤爲良、必復求良人而役之、將來之弊、其可不圖乎。」（世宗實錄一一年七月己巳）とあるよ

うに、公奴婢の減少や多くの公私賤が良民となることにより當時の身分的紀綱が亂されているという點で強力な反對が起り、ついに朝士品官と良人の「四十而無子」者の娶婢妾による出生子女を除くほかの良賤相婚の場合は、「犯法所生男女、不可從父爲良」（同一四年三月乙酉）と規制され、實質的に隨母法に戻されるのであった。

(B) 次に、(2)「身良水軍者」と(5)「勿問是非者」などのような部類は、當時の戸籍法の不實に因る文契不明者及び何回もの辨正事業にも拘らず、その法定期限内に解決されず、又は、誤決される場合によって取り殘された良賤籍不明者である。これらについては、太宗年間に「良賤籍俱不明、充司宰監水軍」（太宗實錄五年九月戊戌）及び「公私相訟奴婢、九月初一日以前、爭訟永斷、京外公私賤、訴良未畢事、勿問是非者、皆屬補充軍」（太宗實錄一七年九月戊寅）と規定され、前述した例文にそのまま受け繼がれた。これらの制度的措置は、當時の良賤籍不明者の大部分が高麗末において權門勢家によって不法に拘束され、彼らの奴婢とされた所謂「壓良爲賤」者であって、その身分の正當な歸屬を請願した結果取られたものであった。なお、このことは、李朝權力が高麗末に擴大された尨大な私田を抑制し、公田政策（＝科田法）を徹底的に實現するためにぜひとも必要な前提條件でもあった。

(C) 最後に、この補充軍に配屬されている五つの部類のなかでも、特に(3)「稱干稱尺者」の場合は、ほかの四者と違って直接の良賤相婚や不明によるものでなく、その行なうところの「賤役」のために補充軍に配屬された特殊な形態であった。高麗末より李朝初期にかけて、鐵所で働く冶匠は『鐵干』、鹽盆で働く鹽夫は『鹽干』と呼ばれ、『禾尺』『楊尺』『水尺』といわれた階層[15]と共に、一種の身良役賤者と規定されていた。

しかし、ここで一つ注目すべきことは、「稱干稱尺者」が奴婢になったこともないのに、良民とするための補充軍に配屬され軍役が賦課されていることと同樣、高麗末における「庄」又は「處」で耕作している佃戸の場合も「處干」又は「干尺之徒」と呼ばれ、同じ時期に「今革陰竹國農所、其稱干農夫等、并皆分屬船軍及漢都鍊瓦軍」（太宗實錄五年四月癸亥）とあるように、良民として船軍などに編成されていく、同類の身良役賤とみなされていたことである。すなわち、高麗末

では貴族や寺院などの農莊において奴婢的身分として不法に役使された沒落良民である佃戶が、李朝初になると、良賤籍不明者と同樣に國家の良民增員策に伴なって、その身分的性格は一應良民的なものとして還元されるが、未だ身分的には非常に不安定で奴婢と殆ど變りのない立場であることが知られる。

(四)

以上のように、李朝初期における奴婢辨正及び歸屬問題、すなわち、良賤相婚者による出生子女に對する「從父法」又は「隨母法」の適用、良賤籍不明者、壓良爲賤者、及び身良役賤などと呼ばれる諸階層の身分的歸屬問題は、當時の社會經濟的諸要因によるものと考えられるが、そのなかでも特に、國役負擔者である良民及び公奴婢の數を擴大しようとする國家權力(=「國役」)と、一口でも多くの奴婢を獲得しようとする士大夫官僚を中心とする私的地主(=「私役」)との兩者の利害關係によって常に規定される性質のものであった。前述した通り、初期における奴婢辨正及びその身分的歸屬に關する諸規定がいかに絕え間なく流動的であったかがまさにそれを物語っている。このような關係のもとで、李朝國家によってとられた奴婢政策とは、端的にいえば、すでに公田で支配的な土地慣行として盛行していた「並作制」に賴って、大量の零細民が、國・私役の重荷から離脫して、多くの場合、再び、私的地主らの奴婢となることを媒介とした佃戶への編成という、當時の社會的條件を背景にして、私奴婢となったそれらを一部分でも制度的に『濾過』して良民として確保するための窮餘の策であり、その典型的な制度的表現が「補充軍」の設置であった。

そして、このような社會的條件のもとで、李朝初期の奴婢は、當時の全國人口の三〜四割を占める[16]といわれる程の尨大な數の階層を形成するようになった。また、それらの支配的な形態は、外居奴婢=佃戶的奴婢であって、他方で自作農である良民層より分化された佃戶(その一部はもはや奴婢ともみるべきだが)とともに當時の生產關係(さし當って「並作制」)の重要な基礎となりつつあった。

ところで、從來の奴婢制に對する評價、とくに生產關係における奴婢の役割についての研究は非常に不足しており、今

なお、奴婢に對する法制史的考察の範圍を越えていない實情である。主人の家から離れて、獨立の小經營を行ない、自分の生活手段は自ら確立している佃戸的形態たる小作人的奴婢については、主人の所有地を耕作している意味での直接生産者であることは認められているが、しかしそれはあくまでも外居奴婢が所有對象として、生産手段の一部として、土地に付屬しているという捉え方に基づく規定に過ぎなかった。そのため、從來の外居奴婢についての研究は主として彼らが背負っている身貢及び身役の重さや身分的差別の甚しさに焦點を合せており、生産關係の內部での彼らの小經營者的特質については、全面的に否定的であった。

このような見解に沿って、初期における「並作制」の成立問題は、はじめから奴婢制とは本質的に分離され、むしろ對立する範疇として捉えられていて、[17]當時の奴婢制がいかに多樣な形態と內容をもつ歷史的形態であったか、そしてその經濟的意義はいかなるものであったかを析出することが出來なかった。

この問題については、戰後に金錫亨氏の『朝鮮封建時代農民の階級構成』（一九五七年）において初めて檢討されており、三國時代以降の長い時代にわたる概括的な研究にも拘らず、奴婢を一應小農民とみて、その小經營者的性質に言及している點で非常に內容にとむ示唆を與えてくれる。しかし、氏の場合も李朝初期における土地所有關係を特徵づける意味において、外居奴婢の性格をその直接生産者（＝勞働主體）としての立場から捉えることができなかったので、彼らが隸屬的にしろ事實上にしろ生活手段の所有者であることや、それを基盤として當時の奴婢と佃戸との間には、現實的に生々と互に轉化し合う關係が成り立っている點などを明確に把握できず、ついには、初期の並作制がもつ時代的意義についても奴婢制を含めて考えることはなかった。

當時の外居奴婢＝佃戸的奴婢のように、小經營形態の上では「並作制」に成長しながら、實際的には土地に縛りつけられ、樣々の身分的隸屬關係を保存しているところの奴婢層をもって、まず、純粹な率居奴婢から佃戸制に移行する過渡的段階における歷史的範疇として捉えるべきではなかろうか。そして初期の並作制については、奴婢制から佃戸制への移行

過程において捉え、かかる外居奴婢らの展開及びその經濟的意義を明らかにした後、それに對應させながら佃戶の奴婢的形態をも考える必要がある。

李朝初期において佃戶＝並作人のもつ決定的な重要性と、それがもつ問題の複雜さ、つまり、身分的には良民であり小作形態をとりながら、その隷屬形態は奴婢的なものから隷屬農民的なものに到るあらゆる多樣な形態を含むことや、この佃戶的形態を旋回の軸としながら初期の全社會構成における大きな轉換が達成されていくことなど、これらの諸事實關係を認識した上で、佃戶の直接的隷屬關係の具體的な分析に取りかかる必要がある。この分析を通じてのみ、當時の佃戶の法律的・身分的地位及び國家權力による役制編成、さらに國初から發生しつつあった同族村落の形成など、初期社會の諸構成要素の具體的意義を明らかにすることができよう。從って、次節（下）では、佃戶そのものの存在形態、奴婢と佃戶との相互に轉化し合う關係のなかに進められている歴史的運動の方向について考えることにする。

註

① 世宗實錄元年五月庚午の條

② 李朝權力の統治樣式（又は財政制度）を當時の身分制度及び土地制度（主に科田法）のうえから大雜把に整理して、それと並作制との關係を簡單に圖式してみると次の通りである。

即ち、李朝時代の身分制は、兩班・良民・賤民（＝奴婢）という三つの階層によって編成されており、また、その身分關係は國家が主として良民及び公賤に對して、軍役（＝良役）・職役（工匠・吏隷）・徭役（＝戶役）からなる『國役』（公役又は官役）を賦課する「公的」關係と、國役の對象とならない士大夫兩班を中心とする奴婢所有者がその私奴婢（一部の佃戶を含めて）に強制する「私的」勞役關係である『私役』とに、大きく分けられている。他方、これを土地制度の面からみると、國初

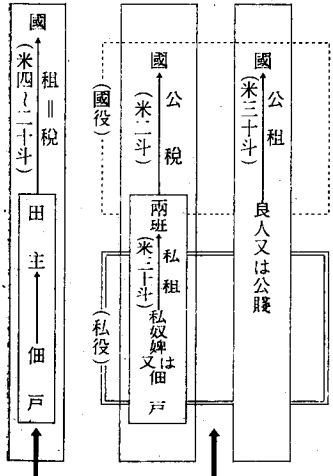

には全國の土地は「公田」と「私田」とに分け、主に標準的自作農を中心とする良民層（又は公賤を含めて）が「公租」（米三十斗）を國家に納める土地を「公田」とし、國家が官僚を中心とする兩班層にその收租權（私租米三十斗）を委譲して稅二斗のみを徴收する土地を「私田」とした。ところで、『並作半收』制は國家の收租體系の外部で行なわれた「私的」な土地慣行であって、高麗末には私田を中心に盛行していた。その爲、李朝に入っては特に「科田法」の實施を通じて、私田を大幅に抑制し並作制禁令を發したので、私田半收制は主に公田の内部に浸透して盛行するようになり、それを基盤として國役から離脱した沒落良民は免役のために私奴婢としての地位を媒介とした佃戶となるのであった。（「私役」關係としての並作制の成立）後期の仁祖朝になると、公私田の區別や公租・稅の差もついになくなり、國家の土地に對する租稅は全國的に統一され一結當り四～二十斗となり、地主・佃戶の關係の中からうまれる「半收」地代の一部としての性格に定着する。從って、並作制の公認（一四六九年）以前である李朝初期には、公田の中に私田の「私役」的關係がそのまま用いられるようにして並作制が成り立っていることや、そしてその點で奴婢と佃戶との間に互に轉化し合う契機が生じていることに注目されたい。

③ 世宗實錄二十六年閏七月辛丑の條。

④ 周藤吉之「高麗末期より朝鮮初期に至る奴婢の研究」(1)（歷史學研究第九卷第二號）十八頁。氏の所藏している黃海道載寧の奴婢文書のなかでの一文である。

⑤ 例えば、象村申欽（一五六六～一六二八年）の『山中獨言』の一節に「……新卜之地、舊有賤人池孫者家焉、故老相傳風水甚佳、余雖稔聞其稅、而難於求買、萬曆戊申、池之子適來要賣、余使東陽與直結券。」とあるように、高級官吏であった象村という者さえも賤人池孫の家を本人が賣るまで買うことができず、又、買う場合でもその代價と證憑文件を作成して與えていた事實が示されている。これをみても當時の外居奴婢がもった財產に對する權利は相當な水準に達していることがわかる。

⑥ 『經世遺表』地官修制田制別考二。

⑦ これについては、深谷敏鐵「朝鮮世宗期における東北邊疆への第一次（～四次）の徙民入居について」（朝鮮學報第九、一四、一九、二一・二輯）、又は、李仁榮「李氏朝鮮世祖時の北方移民政策」（震檀學報第十五號）が詳しい。

⑧ 定宗實錄元年六月甲寅の條に「……有以負債良人・異土人口・典當奴婢・他人奴婢、爲自己奴婢、汎濫載錄者」と記されているように、當時、法的にも負債良民・流民らを自分の奴婢とすることは、他人及典當奴婢の不法占有と同樣のものとして禁じているのが知られる。

⑨ 當時の農民の經營規模については、「小民之田、不過一二結多矣」（世宗實錄二八年六月甲寅）、「田五結・男女五口以上爲下戶」（太宗實錄六年一一月癸酉）、「下三道地窄民稠、耕三結之家、有子三人、若分其田、則一人只耕一結」（世宗實錄二三年一二月）とあるような實錄記事がみられる。また、一結當りの生產高については「一結所出、多則逾五六十石、少不下二三十石」（增補文獻備考・田賦考八）、「一結之田、其得穀多者、八百斗也、少者六百斗也、下者四百斗而已」（牧民心書・戶典

税法條）などの記録がある。

⑩「……以此公處漏落奴婢、多至數萬餘口、與其永失數萬餘口寧失三分之一、以得二分」（世祖實錄六年七月庚子）

⑪『大東牌林』の中には、壬辰亂の時に有名だった義兵將である金德齡（一五六七～一五九六年）に關する文章があり、その一部に彼の妻家の外居奴婢について「……只緣家計貧窶、作某鄉推奴之行、奴之族黨強盛……（中略）……接待歎厚、或請納貢、或謂贖良……（中略）……願奉三千金爲幣、幸公子爲老倉周章、免被主家之責言、將軍許之……」とあるような記録がある。卽ち、これによると、彼が納貢していない妻家の外居奴婢を推刷しにいった時、その奴婢らが上典家の問責を免れるために、三千金という莫大な金額の上納を提議していることや、彼らはすでに遠地で獨立生活を營み、上典の土地を耕作していないこと、そして上典家よりもはるかに富裕な狀態であることなどが窺われる。

⑫ 肅宗十六年（一六九〇年）大丘府下數ヵ面の三千餘戶の戶籍臺帳を資料として分析した四方博氏の一研究によれば、當時の奴婢戶の構成内容は次の通りである。（李朝人口に關する一研究」『朝鮮社會經濟史研究』所收）

	獨立戶（＝外居）奴婢		主家率居奴婢	
私奴	一、九二〇人	三二	七二五人	一二・二〇%
私婢	二、〇九一	三五・一八	九八〇	一六・四九
官奴	一二二	二・〇五	—	—
官婢	一〇六	一・七八	—	—

卽ち、私奴婢が全奴婢數の九五%を占めており、官奴婢の全部と私奴婢の七割以上が獨立戶の外居奴婢であることが示されている。

⑬『東野彙輯』(二)の一には、壬辰亂時の義兵將郭再祐の夫人が率居奴婢各五口に「租三十包」と「牛三隻」をもたせ茂朱山峽に外居させる時に次のように命じていたと記されている。

汝其駄租於牛、入茂朱某處深峽中、斫木築室、舂租爲農糧、墾耕火畓、苐豐草、以種黍粟、每秋只以收穫都數告我、粟則作米儲置、課歲如是也。

とあるように、糧穀や農牛などを給して開墾小作させており、特に「黍」と「粟」とを播種・收穫させ、そのうち、粟のみを身貢として納めるようにし、殘りは奴婢の生活手段に充てるものとなっている。これだけを以て、率居奴婢から外居奴婢への移行の諸樣相を知ることはできないが、しかしこのような場合の如く、直接に奴婢が開墾する時は、地主の所有地を耕作しながら外居する場合よりは土地經營の獨立性は高いはずである。

また、一應、地主の後援により外居したその翌年からは種子や農牛などを借りることが再びあっても、經營諸條件の大部分は自分でまかない、土地を借りた場合は收穫の半分、そして種子・糧穀・農牛の使用料を含めた分を支拂わなければならなかったと推測される。

⑭ 補充軍については、有井智德「朝鮮補充軍考」（朝鮮學報第二十一・二輯）などが詳しい。

⑮「兵曹啓、才人・禾尺、本是良人業賤號殊、民皆視爲異類、

羞與爲婚、誠可憐憫、乞改號『白丁』、令平民相婚雜處、籍其戶口給閑田、與多占陳荒人田、使之業農、除田獵之役、鏑柳器・皮鬣筋角之責、以安其生」（世宗實錄五年一〇月乙卯）

⑯ 金載珍『戶口と經濟發展』（一九六六年）四十二頁によれば、世宗朝の全國人口を約四百萬人と推定されており、又、世宗實錄十二年十一月の條の記事には「我國人民無慮一百萬戶」とあり、それに一戶當り平均家族數を四～五人とすれば、約四～五百萬人程度であることが知られる。そこで、成宗實錄一五年九月壬寅條に記されている逃漏公私奴婢一百萬名と當時に確保された京外公賤三十六萬餘名、そして「我國應軍役者才十五萬、而私賤多至四十餘萬」（增補文獻備考・戶口法奴婢條）、にある私賤四十萬名を合せると凡そ一七〇～一八〇萬名程度の奴婢人口が測定される。この數字は非常に不正確であるが、李朝後期の資料や當時の諸記錄からみて、すくなくとも三割以下には下らなかったと考えられる。

⑰ 例えば、李朝初期の私的土地所有に關する最近の研究である、有井智德氏の「李朝初期の私的土地所有關係」（朝鮮史研究會論文集第三）、又は、旗田巍氏の「李朝初期の公田」（同）においても《奴婢をつかう經營》と《並作半收》制とは別々の經營樣式として區別しており、兩者の關連性については言及されていない。

「東洋史研究」バックナンバー

第二十六卷第四號　＊八〇〇圓　第二十九卷二・三號　八〇〇圓　第三十一卷第四號　八〇〇圓
第二十七卷第一～三號　各六〇〇圓　第二十九卷四號　八〇〇圓　第三十二卷第一～三號　各六〇〇圓
第二十八卷第一號　＊六〇〇圓　第三十卷第一號　八〇〇圓　第三十二卷第四號　八〇〇圓
第二十八卷第二・三號　八〇〇圓　第三十卷二・三號　六〇〇圓　第三十三卷第一號　六〇〇圓
第二十八卷第四號　八〇〇圓　第三十卷第四號　八〇〇圓　總目錄　一、〇〇〇圓
第二十九卷第一號　六〇〇圓　第三十一卷第一～三號・　各六〇〇圓　（＊殘部僅少）

京都市左京區吉田本町　京都大學文學部內　振替　京都三七六番　東洋史研究會

A Historical Study Of the Formation Process of the Sharecropping System (the *Bungjakhansu* 並作半收制) of the Yi Dynasty

by Hong Sik Kim

This paper examines the internal structure and character of relations between the feudal landlords and the tenants during the early Yi dynasty, in connection with the formation of the sharecropping system (*bungjakhansu* 並作半收) under which a rent of 50% was paid. Within this system the establishment of tenancy (佃戶制) and the alternative of slavery (奴婢制) went together hand in hand to create a turning point in the history of the Yi dynasty.

It is to be noted, first, that there were already many dependent peasants in a form of slavery, in essence formally the same as tenant farming; and the dependent slaves (外居奴婢) and the tenants introduced correlated changes into one another in the early period. It should not be forgotten that underlying this was always the law of historical movement which specifies that slavery is converted into tenancy.

In consequence, the status system, and the public labour service (國役) as its direct expression, might be kept under control by the situation of the direct producer under the sharecropping system.

The rent system of this period was indeed characterized by constant antagonism between public labour (military and professional, on the part of free persons) and private labour (私役), that is, the slave labor relationship between the Yangban 兩班 and the Sanobi 私奴婢.

In short, this rent system arose out of the tendency of the tenantry to be drawn into the slave labour relationship, under patriarchal compulsion, and at the same time was advanced by the imbalance of the public labour system. The study of this phenomenon will be a major aid towards understanding the characteristics of the community which constituted a majority in the villages during the early Yi dynasty period.